京城新聞

●對淸貿易談

門野重九郎

▲對淸貿易不振の因

知らるゝ如く支那の貿易は一昨年の夏頃から不景氣で昨年初めより益々不況をなつて居るが其原因は世界的のものと支那自身のものとある之れを枚擧すれば(一)世界の不景氣(二)銀價の下落(三)銅貨の下落(四)銅貨の濫發(五)地方的ながらも諸方の大面積に於ける凶作なる五者に區別されるが此五ツの原因は相互に聯繫して今日の結果を來せるものなるが故に各原因に就て別々に其影響を擧ぐることは出來ない銀と銅とが昨年の夏秋から下落し始め之れが爲め支那の…從て輸入を…で爲めに支那産物が捌けない例は米國が支那絹絲を買進まない凶作の爲め全國の消費者(殆んど全體が農民)の購買力が減じ作物は取れぬ取れたものは外國には賣れぬ又銀と銅が安き爲めに銀一元が銅一千文で輸入品を買ふ百姓が昨年の春に比べて銀貨で買ひても三割位も高くなつて居る銅錢で買へば七割から十割即ち先づ倍價を拂はねばならぬ之れは消費者には大苦痛である詰まり買ふことを止めるか是迄一年に新衣二着を…ものも一着に儉約するてとに傾く即ち綿絲布の輸入は半減する勘定となる加之印度の如き又支那自身の如き或意味に於ける銀本位國の産物は賣れ易い、我國は金貨國であるから今日の場合絲や綿絲綿布は賣れぬが支那の紡績工場は不景氣の時にも關せず盛に產出して居る…絲も相應に輸入されて支那昨今の縮少したる市場の需要に應ずる綿絲布は丁度自國製と印度ものと一部にて充分である

▲支那通貨の將來

從來隨分研究された問題なる支那通貨には本位がない先づ銅錢が殆ど全國に亘りての本位と云ふ有樣で銀兩又は銀元や銀弗といふものは大市府とか開港場にてこそ實物を見るが數億の人民の日常遣り取りするは日本の一錢銅貨樣のもの及び大小不規則千萬なる一文穴錢の二種の銅貨である輸入品も普通細民の手に入るときは銅貨で買ふのであるから今日の樣に銀が安い上に銅が又安くなりて銅貨濫發の後であるから彼等の購買力は一昨年に比し半減したと云ふてよき譯合である之れ等の點から見ても我國の對淸貿易が面白く行かぬのは當然である支那の貨幣本位を定める話があるが先づ銅錢穴錢が本位の有樣の國であるからジエンクス先生の云はるゝ金本位杯は近き將來には思ひも寄らぬことゝ思ふ先づ銀本位ぐらゐの處なるべし之れも色々な故障がある事物を整然と秩序立てることは支那官吏の役得と…なる物品を扱ふもの即ち支那の銀行及び錢舖等に利得が無くなる故急に實行さるゝかどうか現に今月五日に上諭が出て重さ一兩(庫平秤を用ふ即ち支那斤の千量一と三分の一オンス)の銀塊にて銀分一千中九百八十のものを本位貨幣の一兩とし又此千分の重さ即ち半兩の銀貨を多く鑄造し全國に通用せしむるとのこと及び補助銀貨として一兩の百分の一及び二十分の一のものと八百八十銀分にて鑄造するとある併し銀本位に成りたると云ふにあらず必ず是迄の如く大銀貨と小銀貨の間に相場が立つてさになる見込…に出たことは皆實行されるのではないから…九百八十銀分の本位貨が發行さるゝやは未だ一ヶ月にもならぬ今日なれば分らぬ唯銀弗、銀元、銀圓へ重さ庫平秤の一兩の…百分の…て純銀分九百…外國銀…開港場は無論支那內地にも通用し居り又各省や特種銀行發行の紙幣も銀元又は銀圓に對する表面兌換券である際に斷然此本位を捨て銀兩を採用したるは北京でも討論された結果で例の利權回收熱の兄弟分なる國粹保存論が軍機所大臣等をして此結論をなさしめたるならむか何を本位貨とするにもせよ統一さへすれば非常に便利なことで銀圓でも銀兩でも大差はないと思はれる而して風聞には此新本位貨が年內に一千万兩も鑄造されるとのことであるが若し眞實ならば銀塊の直段が今日よりは騰貴することになるかも知れぬ今日輸出入稅に用ふる海關兩(公設)なるものは明かに先づ標準的に規定されてあるが之れは貿易商に關係するのみで支那人民一般には無意味のものである

俳句

山茶花に氣晴れて朝の織茶かな　洛午舍
山茶花に霜を置てふすゝめかな　同
槍一筋捨てゝ榾火の主人かな　同
武藝者の訪ひ寄る宿の榾火かな　同
炭團法師海鼠和尚と双愚かな　同
渾沌として太古の如き炭團かな　同
戸の裏に炭團並べし朝日かな　飛天子
緣日や炭團つきたる夜商人　同
猿追て取りし栗燒く榾火かな　同
雪隱は谷に臨めり榾の宿　同
山茶花や朝風呂立てし山の宿　同
山茶花や由緒ありげな女の子　同

新刊紹介

●貿易●●●● 口繪うるはしく內容又豐富なり論壇には坂谷氏の「歐米漫遊土產」「對淸貿易談」其の他「雜錄」「時論と時評」「調査資料」等何れも有益なる記事のみなり(九卷十一號一部十二錢東京々橋區日吉町日本貿易協會)

●實業之日本●●●● 依例青年の讀物のみ多し「發明にて如何なる人が成功したるか」「如何なる實業の道の方が失敗したるか」「腕白なる澁澤氏の青年時代」等何れも再讀すべき價値あり(十一卷二十五號十二錢東京々橋區南紺屋町實業之日本社)

●婦人くらぶ●●● 記事豐饒多趣多樣なり洋田氏の「最近に起るべき婦人界の變動」…氏の「余をして人の妻たらしめば」津田梅子女史の「英語を學べる女子と學ばざる女子」等最も讀むべきものとなす(一卷三號十五錢東京日本橋本銀町學明社)

●銃獵界●●● 「害鳥の驅除」「無聲銃の構造」等に宜しく好獵家の一讀すべきものなり(一卷四號十錢横濱金丸銃砲店)



(其十八)　河合柳葉

大山は、君子が同情ある辭を、身に泌むま…通り眞個興にして居りました結婚を謝絶を讓みまして然う思ひましたの」…されました爲に、失望落膽致しまして、何事も手に就かない有樣でございます、斯樣な事を他人に聞かせますると、二十年や二十一の青年ぢやあるまいし、宜い年齡を爲て年の手前もあるのに、さうなものだと申すでござりませうが、此處ばかりは身分の高下や年齡の老少で杓子定規に行くものぢやございません、俗諺にも唄ひますやうに、大學の道を教へても惚りや死なうと曰くで、どれ程の學者でも色戀ばかりは別物ですれ察しなすつて下さいまし。」と、面目なげに云へば。「本當にお察し申しますよ、今も矢張貴方の仰やうに煩悶して居ますが、其方など隨分…切た事を爲すつたですよ。」大山は思はず容を改めて。「へゝ、奈何爲たと記いてござ…」「何でも理學博士とか、大學…すつてる立川とか云ふ方が…宅へさる良家の娘を行儀見習こなすつた所が、その娘といふの…人で、非常に博士が…と心の底を打明して意に從へ…を奈何しても承き入れなかつたいます、そこでモウ博士は到底叶しく爲ても徒事だと斷念めて、催眠術をかけて寢さして置て、其中に可憐さうな事をなすつたんですツて、それから正氣づいて自分でも其事が分つたかして、一時は非常に驚きもすれば殘念にも思つたのですが、他人に話せば自分の恥になる事ですから、其まゝに爲して居る中に、可愛想ぢやございませんか姙娠したんです……其博士ですか、それや無論奥樣もあれば子さんも在りなさるんです、ですから其娘の父親と云ふのが立腹して大變な悶着中だと聞いてありますけれど、しかし何と云つた所で娘さんはモウ疵物になつたのですから、其の父親と云ふ人もいくら、腹が立てばさて娘さんの恥になる事ですの、內…で濟ましたか…



(二)（第三種郵便物認可）　明治四十一年十二月九日（水曜）　京城新報　第百三十號

京城新聞

地方行政の失敗

地方行政の刷新に就ては余輩の屢々論じたる所也、不幸にして今や余輩の豫想は[illegible]實現せられんとするが如くなるのみならず、當時[illegible]觀察使を中央に會同せしめて其意見を徵せり、而も觀察使會議には[illegible]、而して會同する觀察使の多くが老朽にして[illegible]之に反對するを以て、如何に新人物を採用するも韓人を以て韓人に替ふるに於ては到底[illegible]に部下に日本人を配置するも無效なりと然るに當局者は更に耳を傾けず之を以て大に刷新の實を擧げ得べしとなし、郡守の人選を觀察使に一任し[illegible]日本人を採用し[illegible]地方行政を監督せしむべし、之が長官に日本人を採用し地方官に[illegible]るてとゝせば刷新[illegible]數百年來中央政府[illegible]ざる弊をも之を以[illegible]べけん、今日の現[illegible]於ては百年河清を[illegible]實は屢々失敗を證[illegible]當局者たるもの最[illegible]るの時ならずや、[illegible]動かん事を勸告する

▲起業公債募集

[illegible]起業公債百萬圓は利子年[illegible]

▲兩廣總督の諭示

清國兩廣總督は日本政府が支那人を取扱ふに[illegible]日本の厚意如此なる上は[illegible]對する惡感情を去り安心して商業に從事せよと告示す（八日發）

●練習艦隊入港

練習艦隊[illegible]は本日仁川着港の筈にて[illegible]官は仁川迄出迎の爲[illegible]伊知地少將にて乘組[illegible]りと云ふ兩艦の將校候補生は百八十八名と云ふ[illegible]られ將校以下十四名[illegible]内謁見仰付られ參内[illegible]待に列し候補生は日[illegible]るべし因みに兩艦は[illegible]て日韓の盛なる人々

●大臣參與官會議

八日午前十時より統監邸に[illegible]定例參與官會議[illegible]邸に各大臣各次官參[illegible]かる

●京城彩票發行計畫

米國人某氏は[illegible]每日申報社家屋を買入れ[illegible]京城彩票會社を設け[illegible]なるが毎股五十錢五[illegible]千圓となすとの事な[illegible]

●大統領教書内容

[illegible]大統領の教書に於て[illegible]る問題は貨幣制度大[illegible]廷問題（即ち禁止令[illegible]）[illegible]は米國財界の現狀は[illegible]度は改善せざるべか[illegible]助を主張し殊に太平[illegible]と說き同時に尙多數[illegible]こを反覆要求すべし

●滿洲商勢の減退

滿洲貿易の減退は[illegible]豫想外の[illegible]を聞くに一時盛況の[illegible]馴り一箇月五六十萬圓の取組ありたる商爲替の仕向高は十一月中僅々二十一萬圓に減じ三十一萬圓以上に達せる被仕向は十三萬一千圓に下り代金取立爲替も仕向六萬圓内外に仕送り送金爲替は二萬六千圓に同じく支拂爲替も二十七萬圓に何れも盛況時の半以上減縮せざるはなしと以て滿洲内地の取引衰退如何を知るべし

●漁業法施行に就て

漁業法施行期日は近日勅令を以て發布せらるゝ筈にて當局者は明年四月一日より實行する方針を取り居れり而して從來の日韓通漁條約は漁業法の施行と共に廢止せらるゝ事となれるが故に來年三月三十一日迄は尙從來通り効力を保つものなれば此の間に於て日本人の韓海に於ける漁業に從事せん[illegible]くれば隨意に從業し得るものにして此の期間に於ては漁業法の拘束を受くるものに非ず然るに漁業法發布後日韓通漁條約は直ちに廢止せられたるもの〻如く思惟し漁業出願手續を其の筋に問合すもの續々ある趣なるも右の大綱なるが故に明年四月一日迄は從來の方式にて漁業して差間なく又從前の通漁條約によりて免許鑑札を受けたる者は漁業法實施後と雖も其の鑑札の有効期間は尙從前の例によりて漁業をなし別に新法に定めたる手續を踏むを要せずと云ふ尚同法發布以來其の筋に向ひ漁業權を得んとして出願するもの頗る多く既に間接直接に提出したる願書三百通以上に達したる趣なれども此等漁業權に關する許可は四月一日後ならでは詮議せざるものなれば假令此の際に於て出願するも其の處分は四月一日後に非ざれば爲し難く從て其の選式の願書は期下の上再提出を要するにより斯くては官民共に無用の手數を費す結果となるを以て漁業權を受けんとするものは其の施行期日後に右の手續を踏むを便宜とす而して免許を受く可き種類の漁業は日本人に在ては理事廳韓人に在ては觀察使を經由して農商工部に出願し又許可漁業に於ても特に農商工部大臣に出願すべきものは同樣の手續をなすを要し同大臣に出願するを要せざるものは單に理事廳若くは觀察使に差出すべく又届出漁業に在ては日本人は理事廳韓人は郡守又は府尹に其の届出をなして鑑札を受く可きものなりと

●露領旅行者ご旅券

從來韓國人にして露領に赴くもの〻間には往々他人の名義を以て許可せられたる旅行券を流用轉賣せられ僅かなる手數を惜みて在浦鹽日本領事館に願出を爲さず高價なる金を拂ひ危險を犯し他人名義のものゝ轉賣を受け居るの狀態なるが右は違法の行爲にして尙外國在留中死亡等の際其携帶せる券面と死亡者の氏名の相違せるを以て其死亡者の原籍等調査するに由なく多大の繁雜を來し結果は本人の大不幸に終る場合もあり旁々其手續を誤らざる樣其筋より夫々注意あり又一方旅券の轉賣に於ては嚴重なる方法を執らるゝことゝなる由

●莞島森林問題

莞島森林問題に就ては是迄日本人も韓國人も拂下げ或は伐採權の許可を願出し仁川某商人の如きは多大の費用を使ひたることもありたりと聞く亦或者の如きは之を濫林するの願出をなせるも其筋にては宮内府の直轄にするとて許可せられざりしが今回江藤[illegible]なる人拂下げの請願をなしたるに愈々[illegible]頃日内閣會議を經たる[illegible]許可せらるゝことになれり[illegible]

●管理局の機械製作

韓國にては未だ大規模の職工場と稱すべきものなく機械類は元より簡易なる器具と雖[illegible]要者は比較的高價なる代價を支拂ひ而かも數十日甚だしきは數ヶ月を費して日本又は外國より供給を仰がざるべからず其不利不便蓋し尠からざりしが聞く處に依れば鐵道管理局に於ては鐵道用機關客貨車を始め其他諸器械類の製作及修繕を爲すの必要上草梁龍山及釜二浦の三ヶ所に機械工場を有するを以て此間の不便を救はんとして其製作力に餘裕ある場合には局外一般よりの注文に應じ最も安價にて諸機械及器具類の製作を爲すべしと云ふ尙當局者の談を聞くに鐵道機械工場中龍山にあるものは目下假工場の儘作業し居るも每日七百人の職工人夫を使役し原動機五百五十馬力を備へ使用機械數は百數千個「シャフチング」の延長實に六百尺を有し其工場建物は目下建築中のものを合せ約三千三百坪に餘り最も大規模なれば普通の機械器具を製作するに容易なるべく局外よりの注文は同局總務部にて取扱ひ居るに付申込書の仕樣書に圖面を添へ製作を依頼すれば直に同部より見積書を送る由なり

●東京歳末金融

歲末の金融に關し某銀行家語りて曰く金融は本年三四月を以て緊縮の絕頂とし爾來漸次緩和の狀態に入り隨て金利も當時は二錢六七厘の高位にありしも其の後次第に緩和に赴くと共に二錢五六厘となり昨今更に下りて二錢四厘を普通とし中には其以下に融通する向きもありて大勢緩漫の狀態に在り左れば去月十八日に發行せられたる三千萬圓の大藏省證券及同月廿五日に借換へられたる二千六十萬圓の大藏省證券は償還期の何れも明春となり居るにも拘らず今日迄に約二千万圓の賣行ある有樣なれば大体金融の緩漫を示しつゝあるを察すべく且つ今年末迄には第一回國庫債券の十月抽籤の殘額約一千萬圓あり又十二月廿五日には二千六百萬圓の償還せらるゝあり其他公債利子政府の諸支拂等にて今月中五六千萬圓の資金民間に散布せらるゝを以て歲末に際して金融は左程緊縮を示すことなく極めて無事に經過するならんと◆他の銀行家の語る所に依れば金融は昨今緩漫なりとの說盛に傳へらるゝも事實は銀行の庫中に遊金を擁して放資の途に窮するが如き狀態にあらず金利は一時に比して多少低下せるも是れ唯恐慌當時に比して低下せるのみ概して云へば昨今の金融は恐慌前後の狀態より漸く通常の狀態に復しつゝあるに過ぎずして未だ緩漫を以て目すべからず隨て歲末に際して公債利子國庫債券其他政府の通常の支拂の爲めに多少資金潤澤を來すべきも年々決濟資金として日本銀行より融通するもの數千萬圓に上るを例とする程なれば歲末に際して多少緊縮し金利も一時一二厘方の騰貴を見るやも知れず殊に國庫債券償還殘額約二千六百萬圓の支拂は本月二十五日にて決濟資金用として[illegible]に過ぐるの[illegible]ば樂觀し得ざるべしと

●郡守の執務改善

從來郡守は常に郡衙の溫突に蟠居し出でゝ民情の視察をなす無く中央政府より土地又は山林其の他に關する實況の調查報告を求むるも單に形式的の書類を提出するのみにして要領を得ず止むを得ず中央より直接に官吏を派して踏査せしむるを要したるに事務の澁滯を來す事甚しかりしが近來は郡守の執務方法少しく改善したるもの〻如く此の調查報告の如き稍要領を得るに至り日本人官吏が草鞋懸けにて地方に出張するに激勵せられたるの結果は見るべきものあるに至りたりと云ふ

●面長の職制々定

內部に於て面長職制を定むべき事は曩に報導したる處なるが愈々近日發布して明年度より實施する方針の由にて右は從來面長なるものは洞長の推選したる者を郡守に於て認可したるも其の職務に關しては規定せられたるものなく頗る不明瞭なりしを以て此れに一定の職務と權限を定め其の任命は觀察使或は郡守に於て此れを行ひ其の指揮監督の下に行政事務を行はしめ官吏として待遇し恰も日本の舊制度に於ける戶長に類似したるものとなさるゝ筈なりと云ふ

●鴨綠江渡江客

鴨綠江の結氷は例年の通り多分二十日前後ならんか渡江は目下流氷の爲め朝夕は不可能なるも日中は辛ふしてシャンク二隻若くは四隻にて渡濟の貨客の取扱をなしつゝあるも之とて何時中斷さるゝや計り難しと因に連絡渡江は私立渡江會社にて經營し料金は四十錢なりと云ふ

●一圓銀貨の輸入減少

芝罘及上海より仁川に輸入せられたる舊日本一圓銀貨は每月十萬圓の多きに達し居たるが去月中は其の輸入頗る減少し一ヶ月間僅々八百六十八圓の輸入ありたるのみ也と

●富田民長の歸任

富田仁川民長は目下公用を帶びて歸朝中なるが多分來る十一日頃歸任すべしと云ふ

●大麻曆頒布ご奉齋會

神宮奉齋會にては總會の決議により京龍間の中央勝地をトし韓國總本部を設置する事と定め監事兼久留米本部長船曳衞氏同本部長に任命せられ諸般準備中にて愈々敷地確定の上は韓國に於ける模範神殿として伊勢大神宮の御式により設計建築をなすべく此等各方面の調查完成したる結果例年同會より各民間に頒布せらるゝ伊勢大神宮大麻及明治四十二年曆は本年度より韓國頒布主任海老原松英氏監督の下に京城は城山春吉氏外三名に[illegible]八日より開始したりと云ふ因に同會は[illegible]公爵副總裁として龍山萬里倉春昌園の一部を敷地と定め之が借受けを[illegible]般出願せりと

●趙農相の招宴

趙農商工部大臣は本日午後六時より[illegible]き晩餐會を催す

●木杯下賜

山口縣平民山本伊三郎外五名は同縣京城[illegible]小學校建築費寄附の廉を以て又愛媛縣平民山內秀蔵外二十四名は馬山尋常高等小學校建築費寄附の廉を以て十二月三日伊藤統監より夫々木杯を下賜さる

●敎育衛生會

仁川敎育衛生會にては來る十二日民團役所樓上に第十二回總會を開き正二時より會務の報告を始め午後三時三十分より宮內府書記官井上雅二、統監府囑託藤田文學士、上田文學士其他數士の講演ある由

●仁川小學生徒の數

仁川小學校の去月末の生徒數を聞くに男女合して一千百三十三名なるが十一月中の出席者步合は百に對して九七、〇一にして十月より欠席者六厘の增加を見たりと

●稅關長官舍の移轉

仁川稅關長官舍は先頃より舊官舍跡に建築中なりしが此程漸やく竣成を告げたるを以て數日前假官舍より新築官舍に移轉したり

●安部支店長來仁

大阪商船會社の韓國航路視察の爲め同社大阪支店長安部勝太郎氏は過日仁川に來り種々調查中なりと

●李俊鎔氏の汶山行

李俊鎔氏は八日朝汶山に赴けり

●小井里に賊來襲

京釜線小井里驛西約一里の處に賊約五十來襲し日本人一名負傷外一名生死不明の者ある旨八日某所に來電あり

●韓船難破

十一月廿六日洪州郡高南面海岸にて韓船一隻難破し乘組員は無事なるを得たるも損害約二千圓に上れり

●海賊に襲はる

瓮津郡龍湖島居延順發外十名は客月廿四日仁川より歸航中通津浦にて四名の海賊に襲はれ所持の金品八十餘圓を强奪されたり

●仁川稅關長の出發

仁川稅關長宮木又七氏は十一日櫻井丸にて群山地方視察の途に就く由なるが其の旅程は約一週間なりと

●時尾大佐の歸任

新義州なる營林廠長時尾大佐は滯京中なりしが八日朝歸任せり

●[illegible]號

は過日仁川を拔錨し門司に向ひたるが昨日釜山に寄港し今明日中仁川に歸港すべしと

●安東丸の入港

一昨日仁川に入港したる大阪商船會社の安東丸は木材四百噸を輸入したるが本年度の木材輸入は之れを以て終りとなすべしと云ふ

●辭令

日本大博覽會評議員仰付らる　正四位勳二等　石塚英藏（三日付）
[illegible]　田中永次郎（七日付）

公人私人

▲守賀藤吉（大阪代議士）七日入城巴城館
▲時尾善三郎（統監府營林廠長）同上
▲西岡[illegible]（大阪商[illegible]）[illegible]
▲[illegible]

●近事片々

▲新內閣組織に就ては種々なる說あるも一として取留めたる者なし概して[illegible]のみ
▲完用內閣の更迭に就ては統監公も非常に痛心され居るとの事なるが或は斷行[illegible]
▲統監公には非常に執務を見るに多忙にて內閣更迭の如き念頭毫もなしとの說あり
▲併し斷行せらるゝとするも始めより之を明言するの筈なし或は說は[illegible]
▲金丸權を中心となせる一派が[illegible]を凝らし居るは事實也實現は或は[illegible]
▲統監公の之を口にせざるを見て更迭なしとするも早計也に靜に成行を見るが可也
▲然るに政權我手に移れりとして[illegible]定むる連中も早計也[illegible]統監の胸中に[illegible]
▲完用內閣が何迄迄も持續するもし[illegible]觀する連中は未だ目先の見へざる觀測なり
▲宋秉畯內閣を夢見るに至りては更に目先の見へざる連中に今日の形勢を見ば分明
▲拓殖理事も愈々選定せる者の如し[illegible]事より二人銀行家一人借も任選困難なる哉
▲大勢は動かすべからず統監公と雖も大勢には抗する能はず理事の大勢は抑も如何
▲多士濟々たる世の中に官吏以外に取るべき人物なしとは余りに狹隘の人選法なり
▲情實や緣故を度外視すれば民間にも適材多し之を取る能はずとは情なき次第に候
▲民間より拔擢するこそ拓殖經營には適切の人を得ん官吏上りは兎角の弊多からん
▲莞島森林の拂下に就ては從來數多の日韓人が費用を使ひたるが何れも皆失敗せり
▲總には宮內府直轄との說出でし出願者は皆斷念し莞島の事を云はざる樣になれり
▲然るに今回突如として江藤某なるもの請願は認許せらるべしとの說巷間に傳はる
▲[illegible]野氏等が專ら盡力せられし[illegible]金礦ヲシュラ氏に移りて一時評判よかりき
▲其後事實の判明せると共に當時の不評判に[illegible]

寳話 **地獄谷**（三）　かへで

朝日は、氣持のよい程照つて居る、冷たい北風がスー〳〵と吹いて來る、和田は、兩手をポケツトに突込んだ儘、俛き勝に歩いて居る。

廿世紀の文明とは何んだらう、と和田は思つた、そして人の自由の力を束縛するものは、即ち文明の意義であるといふことを思つた、社會は、日に文明發展を望んで止まないのであるが、人は之を反比例に自由の[illegible]を壓迫しつゝあるのである、[illegible]と破綻とに到底兩立するものではない、から、人と社會との衝突すべき時代が、必ず生じて來るに違いがないと思つた、人と社會の衝突、人が勝か社會が敗れるかア、痛快〳〵早く衝突時代が來れば宜いがと、和田は不覺足も運も早くなつて來る、雖然衝突の結果は、人が敗けて再び不平、怨恨、絶望、懸怏、誤謬、呪咀、人殺、姦淫、戰爭等凡ゆる罪惡に溺ちた社會に、一層酷烈なる囚はれの生涯を迎へて行かねばならぬやうになつたら、俺は如何しやう、和田は、ブル〳〵つと身を顫はした、和田が、[illegible]公園裏手の矢場の前を通つて、俘に白首と呼ぶ賣淫婦を見た時も、囚はれたる此の幾多の婦女子を、甚麽しならば、解放の生涯に立至らしむることが出來やうかと思ひ、友の田宮に此の事を語るさ田宮は。

「そうした運命になつたと云ふも、畢竟は佛法で云ふ因果應報の仕業で、如何にも斯樣にもなるまい、運命は人力で左右することが出來んのだからなあ」

と取り合つて呉れなかつたことなども思ひ出されてならなかつた。

和田は、道々斯麼ことを考へ乍ら歩いて居る中に、何時か會社の前に出て居つた。

「和田樣、お早ようございます」

「ア、由藏君か、不相變勢が出るね」

「ハイ有難うございます、今朝は大分冷ますね」

「そう、中々冷たいよ、もう時間だらうね」

と、和田は時計を出して見る。

「ヤア、未だ十分前じや」

と、飄然と突つて、ドアを押して社内へ這入つた。

●**毒婦たきくの素性**

……不貞不倫の數々を重ね……諸所を喰ひ詰む……

石川や濱の眞砂は盡きれども世に盗人ならぬ不貞不倫の婦の種はいつし世如何なる時にか盡くべき[illegible]部山地橋通り料理店久保方に先頃より酌婦として住み込みたる原[illegible]山[illegible]郡[illegible]村大字野谷平民[illegible]業岡兵治の妹スギ通稱毒婦のキク（三）といふ婦は流石は毒婦といふ綽名を附せられし丈ありて心と共に手腕の程も却々慥く追つては三ヶ月た六ヶ横幡れ宮の二代目とも見做さる丶程の莫連にあらぬ事ろ聞くも怖ろしき妖婦なるがれスギは如何なる魂膽ありてからかは知らねども先月末頃前借金五十圓を踏み倒し風を食らつて何れへか逃亡せしが更らに行衛の程は判らず依つて同亭の主人はスギの搜索方を其の筋に向つて屆け出でたるもサテ何れへ高飛びし又は誰の[illegible]に[illegible]み居るにや[illegible]なき由なるが流石は毒婦ともいはるゝれすぎの腕前元より去ある事なるべし今彼れれすぎの波瀾あり抑揚ある不貞不倫の素生を[illegible]ば路を追ふて左に記すこととし[illegible]は末孝の[illegible]村[illegible]以て村内での評判男「岡さんは感心な男だ」と褒めそやさぬ者とてはなくそれに家計も豐かといふ方にはあらねども何不足とてはなき身の安氣さは唯二人の子供の生長するとどのみ樂みに暮し居る中れスギの母といふは一朝不治の病ひに罹りて歸らぬ旅路へ旅立せしよりれスギは父の手一つにて育てられれい〳〵と物心の付くにつれて土地の小學校にも通ふやうになりしが父は早や老の身の娘の行衛の事ども案じられ眼の黒き中に相當な許嫁を定め置かんものをといろいみと取越苦勞を爲し居る中にも歳月に關守りなく經てれスギは十四の春を迎しが蛇は寸にして人を呑むの譬へたスギは其の時既に音菜の端に平素の行ひに[illegible]深き一人の親をば踏み付けにしのみならずそろ〳〵惡事の端緒にも足を踏み入れ始めたり（つゞく）

●**邦人漁夫殺害者逮捕**

……江華島にて……

曩に仁川警察署より江華島暴徒討伐の爲め金警部以下三名の巡査を同島に派したるが同一行は一昨日一先つ同島を引揚げ歸任したるが同一行は同島傳燈寺にて曩に日本漁夫を殺したる韓森伯（四十）金基照（七十）文浩稷（三十）の三名の外暴徒嫌疑者として前兵士なりし金東宇（七十）と云ふを逮捕し來れり

●**五郎の愁嘆**

……若旦那と思つたは誤り……

仁川敷島遊廓若叢樓の五郎といふは平素れキャンの跳ねつ返りの性質にも似合はず此の二三日は己が部屋にのみ閉ち籠り深き思ひに打ち沈み居る樣子の何か仔細ぞあらんとある物好きが此の節季の忙はしきにも拘はらずダン〳〵樣子を探つて見た所五郎の許に此の春頃より仁川本町筋のある呉服店の若旦那といふが三日に揚げず通ひ詰めた末は末定まりの役の世は一蓮托生と迄に迫り證紙を取り交はし夫婦約束迄なしたりしが[illegible]ならぬことには其の若旦那といふが先月の初め頃より店の金の自由にならぬとかの事にて俄かに寄り附かず其の後も何の音沙汰さへなきより五郎は呼び出しの電話を掛け借金をして男に立てひきし長き冬の夜を語り明かして一日も早く晴れて夫婦になる折を指折り數へて待ち居りしが話し變つて仁川署にては近頃右の呉服店より賣上金紛失の訴へ出でに接したるより同署にては此奴必定叡々より噂ある五郎の許に通ひ居る番頭に相違なしと眼星を附け早速或る夜同樓に踏み込みて件の番頭をば引き捕へ本署に引致したるより五郎は今更らながら吃驚し「若旦那とは僞りであつたかエヽサ騙られたは此方の不覺諦めもしやうが今の借金は何んとせう」と日々仁川監獄署の方角を打ち眺めてはさも恨めしさうに戀しさうに遣る瀬なき思に打ち沈み居るとかの一段

●**店員評判記**

慶田組京城支店員　小倉友吉氏

大坂北堀五丁目は氏が呱々の聲を擧げた所で[illegible]は末孝の俊材を以て目され居つた、年少にして土地の中學校を卒業しそれより、明進簿記學校に入り在學二年商業學及び簿記學の大要を覺ね次で實父の經營になる朝鮮貿易に從事し、實父を助けて大に盡すところがあつた、三十九年六月韓國の事情を査し併せて商業の經驗を積まんため仁川に渡航し、直ちに入つて慶田組本店の店員となつたのである、四十年十月主人の命を受けて、上海、漢口等の各商業地を視察し、辭雜なる材料と的確なる調査とを齎らして歸り來るや大に主人の稱賛を博し、一方の部將として重用さるゝに至つたのである、氏資性聡敏にして事務の才に長じ、頭腦明晰、果敢の氣象に富んで居る、叔父小倉孝吉氏は現今京釜線金泉驛に於て米穀貿易業を營み、同地の日本人商業組合員として名聲嘖々たるものである

同店員　淺野傳吉氏

氏は同店の通關係りである、今年二十二才の割合には世故に通じて居る、原籍は大阪東區八軒屋、渡韓したのは三十八年六月直ちに入つて慶田組の店員となつたのである、敎育は郷里の商業學校迄通つた丈ある、商賣人としての素養は充分に備はつて居る、昨年主人よりの命を受けて京城支店詰となり、爾來大に同店の爲めに盡力し、現今にては小倉氏と相並んで京城支店の雙逸と稱されて居る、容貌瀟洒にして眉宇淸美加ふるに辯舌極めて流暢である、蓋し外交的掛け引きは其の得意とする所であらう

●**學校を種に寄附強制**

近來南韓地方の郡守中には新政施行以來賄賂を驗[illegible]せられ余分の收入なくなりたるより種々[illegible]策を巧らむものあり中には日本語の流行を奇貨とし日語學校を設くると稱し人民より強制的に寄附金を募り應ぜざるものは處罰する等の不法を働くものあるより其筋にては今後斯る行爲を嚴重に取締る筈なりと

●**給仕の惡戯**

役所の名と姓名丈は反省の餘地を與ふるため暫らく三面子の胸に疊み置かんも某役所の給仕を勤むる某といふは年にも似合はぬ横着者にて此れ迄も鳥市買ひや淫賣買ひに浮身を窶し役所の[illegible]も宜からざりしが[illegible]人はツと去る頃役所より月給金九圓二十八錢を受取りて新町第一樓に登樓し敵娼某と一夜の春を恣にしたる迄は宜かりしも翌朝某は寢箇の上に脫[illegible]の羽織[illegible]後にいたりて昨夜寢箇の上に脫いで置いた筈の羽織のなきに吃驚し如何に探せども皆目判らずサレばとて他より泥棒の忍び入りし形跡なきより樓主にも其の由を語り家內總掛りて探索せしが何うしても判らず、いろ〳〵と思案の末此奴テッキリ昨夜上つた客が竊取したに違ひなしと見當を附けしも別に之といツて確たる證據なきより其筋へ訴へ出づるも何んなものかと昨今の寒空に羽織も着ず給一枚で窮ひ居るとかいふさるにても給仕某たるもの縱し故意にあらずも[illegible]にせよ不正行爲と悟つたならば一日も早く返却するが人間の道なるべし

●**他人でさへ案じる**

大分縣生れ木村れハルといふ女は目下永登浦に居住する木村某といふ叔父方に身を寄せ家事の手傳ひを爲し居れるが此の女心の程は知らねども不仕合せなことには持つて生れた御面相が更になつて居らず宛でおかめ見たよな顔付きをなし居る所から誰とて嫁に貰ふものなく今年二十七の中年增迄も嫁入口のないのも全く顏故からと相場が極まつては何となく心細くなり明け暮れ鏡に向ひては母親を恨み近頃にいたりては何うやらヒステリーに罹つたかとも思はる程にいたりしがツと先頃仁川の某會社に勤むる伊藤とかいふ此れもチンコロがくしやみしたやうな男とフトした機から關係を結び叔父の眼を忍んでは偶の逢ふ瀬を樂みに淫樂に耽りつゝありしこともいつしか叔父の耳に入り昨今にては一人丈での外出は一切許されず禁足同樣の姿なりとかさるにても叔父たるものヨツク何時迄も年頃の娘を圍まつて置かず夫婦にするか何とか愛の所處分をつくるが本人の爲めなるべしといふ娘の行末を案じての念入りの投書のまゝを

●**警察は怖い所**

太平町二丁目水樂亭酌婦廣島縣平民阿部キヨ（二十）は去月三日其筋の許可を得ずして同亭に住み込みたるより一昨日龍山部署にて一圓の科料を言渡さる因にキヨの申し立てに妾は警察が怖くて屆出を怠りましたと

●**淸韓人の喧嘩**

太平町二丁目安昌洋行料理人王巳成（三十）は一昨日正午南大門市場に買物に行きしに折柄野菜店を出し居りし一名のヨボが其の風体を目擊して豚尾漢かと口走つたのでチャンはグッと癪にさはり突然ヨボの頭を撲り負傷せしめたる騷ぎに警官出張し巳成より療治代を出さしめて事濟みとなりたり

給仕入用　志願者は本社營業部へ[illegible]

●**本町座の浪花節**

扶桑軒愛顧一行の浪花節は一昨夜より本町座に於て開演せし[illegible]氏は[illegible]京横濱を本據として關東[illegible]一方の旗頭として好節家の知る所技倆は旨ふ迄もなく一枚看板の値あり思ふに從來浪花節に渴したる當地の人士は氏一行の開演を聞くに及びて定めて咽を鳴らすべく毎夜永當〳〵の大入を占むる事なるべし今晩の讀りものは

堀部安兵衞武庸の傳「印籠盗みより高田の馬場十八人斬り迄」（愛顧）

寛永力士傳「雷電爲右衞門」（錦甲齋皷若）

宮本武勇傳「前夜の續き」（劉文愈）

●**日本近世時代史**

是迄來より早稻田大學出版部に於て豫約募集中なりし「日本近世時代史」は殆んど豫約者中の傑作にして流石は各時代專攻史家が多年の研鑽になれる事とて考證精確從つて新說も多く世人をして驚嘆せしむるもの一にして止まらざるものあり、殊に德川時代史に於ける珍奇なる一二の新事實の發見等は一般の歷史家は勿論何人にても意外とする所なり因に豫約期限も迫り居ることとて又斷じて延期せざる由なれば希望者は昨今の中に申込むを可しとす

▲無料紹介欄▼

人事部

●看護婦至急入用 明治町一丁目松岡醫院（一一八）
●女子見習生募集 桑網師 本町六丁目中村齒科醫院
●韓語速成教授 本町六丁目六五韓語速成講習所
崎村君よ御親切なる御言葉忝く御禮申上候 石村生（一一五）
下女入用 望の者は本人來談あれ 氏名在社（一一六）
女中入用 至急入用 旭町二丁目 稲賀所（一一〇）
英語數學教授 自午後六時至九時 水樂町三丁目コ十一番戸ノ四 上田生（一一二）
二十歳迄の店員五名身元保證人ある者雇入たし 姓名在社（一一三）
呉服商に經驗ある者に至急面會したし（保）
店員入用 十五六才以上身体强健普通教育あり身元保證人を要す
倉庫注文取入用 月收二十五圓以上あり服裝の見苦しからざる者數名採用委細來談 姓名在社（一二〇）
南山元町三 三進金物店（一二九）

物件部

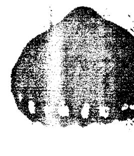
古着 其他御不用品買受けたし 旭町一丁目競賣所（一一九）
貸間 旭町一丁目便利の場所にて六疊二間二階貸したし望の方は御來談 旭町一の六十（二）商會
外に臺所押入及厠あり家賃一ヶ月貳十圓 明治町二丁目 藤田合名會社（一二一）

廣告

開店披露

染地手拭太物製造販賣
坪屋足袋製造販賣
關戸蚊帳株式會社特約店
綸羅紗イシバンコート服類販賣元
びんつけ石鹸一手特約店
本十二月五日全部品撒致候開業賣出シ十二月一日ヨリ京城着元價向ヲ卅一日マデ正價ノ一割引
明治町一丁目
桑原久藏商店
龍山支店

本社ハトルコ最大煙草製造會社ニシテ其製品ハ原料ヲ選ビ其風味ハ良好無比ナレバ夙ニ世界各國ニ最多ノ輸出ヲナシ好評ヲ以テ迎ヘラレツヽアリ卸小賣トモ廉價ニ販賣仕候
●土耳古煙草直旬入大販賣●
デーエス、パ子リス會社出張所
京城本町四丁目角
仁川代理店 仁川港本町通
穎原兄弟商會



齒科開業御披露
齒術時間朝八時より夜十時迄
技術は最も嚀叮親切を旨とす
京城旭町一丁目五十四番地
齊藤齒科專門

外國食料品直輸入
リノリーム新着
京城支那領事館通
清韓洋行
電話四九四番

石炭直輸入
(ストーブ用は一俵以上配達可仕候)
京城旭町一丁目
島與商會出張所
取次（電話七四五番）

開業御披露
弊店儀客月廿八日より開業致候に付ては萬事に改良を加へ殊に叮嚀勉强を旨とし營業仕り候間何卒格別の御引立を以て賑々敷御來遊の程伏て奉願上候
十二月
京城大和町一丁目
會席御料理 開花亭

梅毒、癩病、横痃、痔生殖器、皮膚病專門
京城皮膚病梅毒院
南大門韓人朝市場裏第壹銀行舍宅横通
米倉町度支部官舍下角

御進物用
金口莨上等葉卷莨
其他附屬品一切
聯合景品附大賣出し
十二月一日より末日迄歳末大賣出しとして大々的勉强可仕候間御引立の程伏て奉懇願候以上
京城本町壹丁目
トルコ煙草日希商會

▲轉宅荷物運搬
（京龍間建築土木材料其他諸貨物の運搬及び人夫諸負）
弊店儀今般右の營業を開始仕候に付ては貨物の多少又は土地の遠近に拘はらず御報知次第直ちに店員を派出して御用命に應じ可申尚ほ弊店に於て其取扱中萬一損害を加へ候節は弊店は責任を重んじ万一御委托物に御損失の場合は
賠償の責任
京城南大門通二丁目二十番地
有田運送店
店主 有田壹太郎

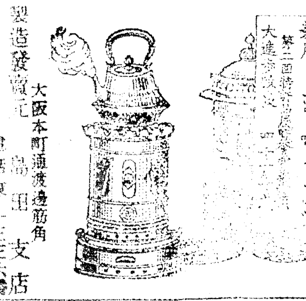
●特色 火付善く火力耐久價格低廉
●用途 温鑵、暖爐、竈用に適す
●周防德山海軍省煉炭所東隣
用燃料 無煙煉炭
谷口無煙煉炭工場
京城特約店 京城南大門通 電話六〇三番 巴商會
韓國一手販賣 京城太平町二丁

十年の血の道
三週間に全治す
子宮病 下腹腰足引つり痛み下り物多く、冷え性又は寸白白血赤血帶下を流し顏色蒼白き人
血の道 ヒステリー症にて頭痛眩暈耳鳴り夜眠られず、些の事を氣にかけ、こんき薄く、息切れし動悸強き人
逆上頭痛 肩首筋こり、腰足冷え、目暈を起し耳なりし
月經不順 月經不順又は滯り、年頃になりて月經なく、又腹に塊物あり
産前 何となく常ならざる人は必ず中將湯を
産後 子宮病血の道より起る諸病に
中將湯



定價 五週間分貳圓五拾錢 三週間分壹圓六拾錢 二週間分壹圓拾錢 一週間分六拾錢 四日分卅五錢 一日分拾錢
中將湯は各藥店にあり 本舗へ注文の御方は
本舖 東京日本橋區通四丁目 大阪大寶寺町堺筋南入
津村順天堂

石油使用文明廚爐（無烟無臭）
重寶便利
手間少き人自炊者に最適 マッチ一本にて點火すれば直に強熱を發し無煙無臭持運輕便座敷二階にても用ひられ僅々二厘の石油にて飯湯魚肉を煮沸する等即座に辨ずる平素の御便利は勿論來客又は不時の御用に必ず一具を備へかれたし（詳細書送呈）



製造發賣元 大阪本町通渡邊筋角 島田支店
京城本町通六丁目 林文明堂

開店
一週年紀念
御賣出
景品付大賣出し
謹啓陳者時下逐日嚴冬之候に相向ひ候處各位益々御清榮之段奉賀候陳は弊店儀當地に於て雜貨卸商開始仕候以來茲に一ヶ年日淺きに不拘日韓各位之御引立と御指導とに依り今日の盛業を得るに至りたる事只管感謝に堪へず候時冬物賣出しの好期に際し日頃の御愛顧諸彦に報ゆる爲各種取揃へ破天荒の價格を以て奉る十二月一日より景品附大賣出しを致し誠に御引立を蒙り度奉願候
京城永樂町三丁目

營業種目
シャツ、靴、手袋
カバン、首卷、靴下
學校用品、洋手拭、キリン印
洋蠟、其他種々
抽籤方法と景品
一景品券は御買上金額廿圓毎に一枚宛差上可申候
一抽籤は來春一月二日正午十二時弊店階上に於て各新聞社員之御立會を乞ひ尤も公平なる方法に依り即時開封可申候
尚當選者番號は一月五日之新聞紙上に發表可仕候
日韓人向 雜貨卸商
田中莊平商店

景品目錄
第一等賞 十八金側懷中時計 一個 金壹百圓
第二等賞 當店御賣商品券 一枚 金五十圓
第三等賞 純金製印臺指輪 一個 金三十圓
第四等賞 舶來白毛布二枚續 一組 金二十圓
第五等賞 ライトシャツ 一打 金十圓
第六等賞 瑞西製柱時計 一個 金十圓
第七等賞 特防寒第一號靴下 二本宛 金十圓
第八等賞 瑞西國製目覺時計 一個 金九圓半
第九等賞 ライトシャツ 六本宛 金十二圓
第十等賞 洋手拭 八本宛 金十三圓
第十一等より五百等に至るまでメリヤスシャツ、首卷、手袋、手帖、石鹸、洋手拭、手拭、等外一本も空籤なし
一、第一等第三等第六等第八等賞品は本町四丁目木島時計店に陳列致し置他は一切弊店々頭に有之候
追而抽籤當日は新年祝賀を兼ね粗酒差上度候間萬障御繰合せの上御立會被下度偏に願上候
各位

在韓清國人
告
第四十二次一萬圓大連彩票 西暦十二月十三日 中暦十一月二十日
第二十五次一萬圓安徽彩票 西暦十二月九日 中暦十一月十六日
第八十三次五萬圓湖北彩票 西暦十二月九日 中暦十一月十六日
發賣金
大連全紙金壹圓貳拾錢 半紙金六十五錢
安徽全紙金壹圓貳拾錢（小切八十錢即十分ノ一）
湖北全紙金七圓五十錢
確實發賣如遠隔地方御購求希望者御送金並書留信料添附急速御用命通可相付不誤主顧
第四十一次大連彩票中彩番號 右五一二五〇 壹等 得彩金壹萬圓
西洋雜貨、洋酒、食料品、各國煙草、洋菓子、化粧品、新式椅子、毛地氈、油地氈、足頭各種、更紗卸小賣商
清商 德興號
本店 京城南大門通小廣橋角
仁川支那町 德興號

最近新形 インデペンダンス


甲革ハ柔軟ニシテ丈夫ナル クローム製ヱボツクスカーフ 金六圓 深ゴム靴同
▲廉價ニシテ御婦人諸君ノ御用品▼
今般殺到ノ增加ニ殺ノ御需用ニ應じ候
麻布區 靴 御用
東京市芝區愛宕下町四丁目
池田靴商店
電話芝三四〇二番

▲下宿開業▼
客室の清潔と調理の美味と御扱の懇切とを特色として下宿開業仕候間賑々敷御投宿の程御願申上候
壽町二丁目十番戸 僧小路
（元 花 屋 跡）
かめ屋

丑組

入院 隨意
京城壽町三丁目（元阪井病院跡）
高井醫院
院長 陸軍三等軍醫正 高井貞治
（電話二六番）

日韓書籍
京城南大門

謹告
店主山口撲儀病中ノ處去ル一日死亡仕候葬式ノ儀ハ本國薩摩ニ於テ擧行ノ筈ニ御座候
猶同人生前ハ不一方各位ノ御眷顧ヲ蒙リ候段遺族一同感謝罷在候
右謹告仕候
十二月三日
京城本町四丁目
山口太兵衛
山下新太郎

日本郵船株式會社
瀛船出帆廣告
仁川海岸通 貨物及船客取扱店
郡回漕會
電話三九番
京城南大門通
巴商店
電話三〇六番

●釜山長崎門司神戸行 山東丸 十二月二十日後三時出
●大連行 高砂丸 十二月八日後一時出
●大連、芝罘、秦皇島行 山東丸 十二月八日前五時出
●大連行 酒田丸 十二月廿二日後一時出
●釜山出帆浦鹽行 立神丸 十二月
御注意 御乘船ノ際ハ役場波止場ヨリ本船迄送迎船ニテ御送リ可申候送迎船ハ本船出帆ノ約五十分前ニ船場發艇ス

●新聞料 一ヶ月金壹圓 三ヶ月金參圓 ●廣告料 一行金 一ヶ月
發行兼編輯人 秋山忠三郎
印刷人 高木久馬太
發行所 京城旭町三丁目 京城新報社